資料1-1

	约	て 定	素	案			現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
	大分類A-農業,林業							大分類A-農業,林業				
		中分類	01—農	業		中分類01—農 業						
			総説			総 説						
接関係するも	請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所も本分類に含まれ					この中分類には、耕種農業、畜産農業(養きん、養ほう、養蚕を含む)及び農業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。 請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所も本分類に含まれる。						
小分類 番号	細分類 番号					小分類 番号	細分類 番号					
010	钳万	管理, 補助的網	経済活動を	行う事業所(01	農業)	010	钳万	管理,補助的経済活動を行う事業所(01農業)				
	0100	営を推進するが成,総務,財務理,支社・支店行う事業所をし	の事業所でための組織 ための組織 ・経理,企 ・等の管理, いう。	を統括する本社 注全体の管理統 :画, 広報・宣伝	等として、自企業の経活業務、人事・人材育、 生産・プロジェクト管 ウ現業以外の業務を ・・支所		0100	主として管理事務を行う本社等 主として農業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、出荷・販売等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 〇管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所				
	0109	主として農業事業所に対しを行う事業所を	における活 て, 輸送, 活 をいう。	青掃,修理•整備	5業所 左め、同一企業の他 情、保安等の支援業務 日補修所;自家用集荷		0109	その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所 主として農業における活動を促進するため, 同一企業の他 事業所に対して, 輸送, 清掃, 修理・整備, 保安等の支援業務 を行う事業所をいう。 〇自家用車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷 所				
011		耕種農業				011		耕種農業				
	0111	米作農業 主として米(7 〇水稲作農業			する事業所をいう。		0111	米作農業 主として米(水稲, 陸稲)を栽培し, 出荷する事業所をいう。 〇水稲作農業; 陸稲作農業				
	0112	穀物とは, 米 そば, とうもろ;	外の穀物を (水稲, 陸こし, もろこ さげ, らった	稲), 麦類, 雑穀 し), 豆類(大豆 いせい, えんどう	ける事業所をいう。 g(あわ, ひえ, きび, , そらまめ, いんげん j, りょくとう)などの乾		0112	米作以外の穀作農業 主として米以外の穀物を栽培し、出荷する事業所をいう。 穀物とは、米(水稲、陸稲)、麦類、雑穀(あわ、ひえ、きび、 そば、とうもろこし、もろこし)、豆類(大豆、そらまめ、いんげん まめ、小豆、ささげ、らっかせい、えんどう、りょくとう)などの乾燥子実をいう。 〇麦作農業:雑穀作農業				

日 本 標 準 産 業 分 類 第 14 回 改 定 素 案 (大分類A-農業, 林業)

改	V	案	現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
	未成熟子実を含む)、葉茎根菜類(だいこん、にんじんこ類をいう。 〇野菜作農業;すいか・メロ 培による野菜作農業;もやし栽培	は付する事業所をいう。 (あ, さやえんどう, とうもろこし等の 菜類(はくさい, キャベツ, ねぎ等), , さといも等)及び栽培されたきのコン・トマト作農業; 水耕等の養液栽のこ栽培農業;	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) 主として野菜を栽培し、出荷する事業所をいう。 野菜とは、果菜類(えだまめ、さやえんどう、とうもろこし等の 未成熟子実を含む)、葉茎菜類(はくさい、キャベツ、ねぎ等)、 根菜類(だいこん、にんじん、さといも等)及び栽培されたきの こ類をいう。 〇野菜作農業: すいか・メロン・トマト作農業: 水耕等の養液栽培による野菜作農業: たけのこ栽培農業: しいたけ栽培農業: しめじ栽培農業: もやし栽培農業 ×ばれいしょ作農業[0117]: さとうきび作農業[0116]: かん しょ作農業[0117]				
	みなどの木本性植物をいう 〇みかん作農業;りんご作 り作農業	゛, ぶどう, かき, なし, もも, くり, くる	0114	果樹作農業 主として果樹を栽培し、出荷する事業所をいう。 果樹とは、みかん、りんご、ぶどう、かき、なし、もも、くり、くる みなどの木本性植物をいう。 〇みかん作農業;りんご作農業;ぶどう作農業;かき作農業;く り作農業 ×すいか作農業[0113];メロン作農業[0113];トマト作農業 [0113]				
	植木など美観の創出ないし栽培されている植物をいう。	, 切り枝, 球根, 鉢物, 花き苗, 芝, 維持又は緑化などに供する目的で。。 。 栽培業;鉢物類栽培業;芝類栽培	0115	花き作農業 主として花きを栽培し、出荷する事業所をいう。 花きとは、切り花、切り葉、切り枝、球根、鉢物、花き苗、芝、 植木など美観の創出ないし維持又は緑化などに供する目的で 栽培されている植物をいう。 〇切り花類栽培業;球根類栽培業;鉢物類栽培業;芝類栽培 業;植木(緑化木、庭公園樹等)栽培業;盆栽業				
	工芸農作物とは、なたね、い、こんにゃくいも、い、こう ん、ハーブなど、油脂、甘味 目的で栽培されている植物	培し、出荷する事業所をいう。 葉たばこ、生茶、さとうきび、てんさ ぞ、みつまた、ホップ、薬用にんじ 未料、繊維、薬などの原料に供する でいう。 作農業;茶作農業;てんさい作農業	0116	工芸農作物農業 主として工芸農作物を栽培し、出荷する事業所をいう。 工芸農作物とは、なたね、葉たばこ、生茶、さとうきび、てんさい、こんにゃくいも、い、こうぞ、みつまた、ホップ、薬用にんじん、ハーブなど、油脂、甘味料、繊維、薬などの原料に供する目的で栽培されている植物をいう。 〇たばこ作農業:さとうきび作農業:茶作農業:てんさい作農業				
	ばれいしょ・かんしょ作農業 主としてばれいしょ又はかいう。 〇ばれいしょ作農業;かん	・ いんしょを栽培し,出荷する事業所を	0117	ばれいしょ・かんしょ作農業 主としてばれいしょ又はかんしょを栽培し、出荷する事業所をいう。 〇ばれいしょ作農業:かんしょ作農業				

日 本 標 準 産 業 分 類 第 14 回 改 定 素 案 (大分類A-農業, 林業)

	강	定 素 案		現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
	0119	その他の耕種農業 主として飼肥料作物、採種用作物など他に分類されない作物を栽培し、出荷する事業所をいう。 飼肥料作物とは、飼料や肥料とする目的で栽培されている 牧草等をいい、採種用作物とは、種苗(林業用の種苗を除く) を得る目的で栽培されている植物をいう。 〇飼肥料作物栽培業;採種用作物栽培業;果樹苗木栽培業; 桑苗栽培業		0119	その他の耕種農業 主として飼肥料作物、採種用作物など他に分類されない作物を栽培し、出荷する事業所をいう。 飼肥料作物とは、飼料や肥料とする目的で栽培されている牧草等をいい、採種用作物とは、種苗(林業用の種苗を除く)を得る目的で栽培されている植物をいう。 〇飼肥料作物栽培業:採種用作物栽培業:果樹苗木栽培業;桑苗栽培業				
012		畜産農業	012		畜産農業				
	0121	酪農業 主として生乳を生産し,出荷する事業所をいう。 〇酪農業		0121	酪農業 主として生乳を生産し、出荷する事業所をいう。 〇酪農業				
	0122	肉用牛生産業 主として肉用牛を飼養する事業所をいう。 肉用牛とは、肉用を主目的に飼養している牛をいう。この場合、牛の品種は肉専用種に限らず肉用目的に飼養している乳 用種を含む。 〇肉用牛肥育業:肉用子牛生産業		0122	肉用牛生産業 主として肉用牛を飼養する事業所をいう。 肉用牛とは、肉用を主目的に飼養している牛をいう。この場合、牛の品種は肉専用種に限らず肉用目的に飼養している乳 用種を含む。 〇肉用牛肥育業;肉用子牛生産業				
	0123	養豚業 主として豚を飼養する事業所をいう。 〇養豚業		0123	養豚業 主として豚を飼養する事業所をいう。 〇養豚業				
	0124	養鶏業 主として鶏卵の生産及び食鶏の飼養を行う事業所をいう。 〇、養鶏業		0124	養鶏業 主として鶏卵の生産及び食鶏の飼養を行う事業所をいう。 〇養鶏業				
	0125	○登録機構 畜産類似業 畜産類似業 主として実験用・愛がん用動物の飼育、農作物・森林の保護 及び種族保護を目的とする動物の飼育を行う事業所をいう。 かぶと虫、すず虫などの昆虫類(みつばち、蚕を除く)の飼育 及びへびなどの飼育を行う事業所も本分類に含まれる。 ○実験用動物飼育業(マウス、ラット、モルモット、うさぎなど); 愛がん用動物飼育業(カナリア、文鳥、犬など);いたち飼育 業:きじ飼育業;昆虫類飼育業(かぶと虫、すず虫など);へび 飼育業 ×うさぎ養殖業(実験用、愛がん用を除く)[0129];毛皮獣養 殖業[0129]; 本び採捕業[0299]; 昆虫類採捕業[0299];養ほ う(蜂)業[0129];養蚕農業[0126]		0125	る産類(業 畜産類似業 主として実験用・愛がん用動物の飼育、農作物・森林の保護 及び種族保護を目的とする動物の飼育を行う事業所をいう。 かぶと虫、すず虫などの昆虫類(みつばち、蚕を除く)の飼育 及びへびなどの飼育を行う事業所も本分類に含まれる。 〇実験用動物飼育業(マウス、ラット、モルモット、うさぎなど); 愛がん用動物飼育業(カナリア、文鳥、犬など):いたち飼育 業:きじ飼育業;昆虫類飼育業(かぶと虫、すず虫など);へび 飼育業 ×うさぎ養殖業(実験用、愛がん用を除く)[0129];毛皮獣養 殖業[0129]; でび採捕業[0299];昆虫類採捕業[0299];養ほ う(蜂)業[0129];養蚕農業[0126]				
	0126	養蚕農業 主として蚕の飼育及び蚕種の製造を行う事業所をいう。 〇養蚕農業;蚕種製造業		0126	養蚕農業 主として蚕の飼育及び蚕種の製造を行う事業所をいう。 〇養蚕農業;蚕種製造業				

改 定 素	秦	現	行(第13回 改定)	改定理由
その他の畜産物と がん用を除く)、鶏以 ど)、毛皮獣などをい 〇養ほう(蜂)業;毛质 競走馬生産牧場:競 牧場) ×酪農業[0121];肉	語産物を飼育する事業所をいう。 は、馬、めん羊、やぎ、うさぎ(実験用、愛外の家きん(うずら、あひる、七面鳥なう。 皮獣養殖業(たぬき、きつね、ミンクなど); 走馬生産育成牧場(オーナーブリーダー 用牛生産業[0122]:養豚業[0123];養鶏 [0126];競走馬育成牧場「8035]:競走馬	0129	その他の畜産農業 主としてその他の畜産物を飼育する事業所をいう。 その他の畜産物とは、馬、めん羊、やぎ、うさぎ(実験用、愛 がん用を除く)、鶏以外の家きん(うずら、あひる、七面鳥な ど)、毛皮獣などをいう。 〇養ほう(蜂)業;毛皮獣養殖業(たぬき、きつね、ミンクなど) ×酪農業[0121];肉用牛生産業[0122];養豚業[0123];養鶏 業[0124];養蚕農業[0126]	事務局からの以下の助言を踏まえて例示等を追加する。 「競走馬生産牧場」は、馬を繁殖により生産して競走馬として売り渡すまでの活動であり、生産技術的には通常の家畜の生産と類似しているため、「0129その他の畜産農業」に分類することが妥当である。 また、「競走馬生産育成牧場」は、生産から育成までを担う牧場であり、大分類A総説「農業又は林業と他産業との関係」(1)(イ)に記載されているように、農業と他産業が垂直的に統合されている場合には最初の活動である農業に分類することとしていることから、「0129その他の畜産農業」に分類することが妥当である。 なお、上記に関連して、「競走馬育成請負業」は、総説(2)(ウ)「競馬などに畜仲買商が一時的に飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものは含まれない。」に示すとおり、「0134畜産サービス業(獣医業を除く)」ではなく、「8035競馬競技団」に分類されるのが妥当である。
など、栽培から出荷るで行う事業所をいう。 〇育苗センター: 各種 リーエレベーター: 脱 うもの): 農業用施設: ×精米業(農家の家)	苗、耕起、植付、防除、刈取、脱穀、調製 までのいずれか1種類以上の作業を請負 種米作作業請負業:ライスセンター;カント 穀業(農家と請負契約によって脱穀を行 維持管理業;土地改良区 庭消費用として精米を行うもの)[7991]; 事業又は共済事業と併せて、他の大分類	013 0131	農業サービス業(園芸サービス業を除く) 穀作サービス業 穀作農業に係る育苗,耕起,植付,防除,刈取,脱穀,調製 など,栽培から出荷までのいずれか1種類以上の作業を請負 で行う事業所をいう。 〇育苗センター;各種米作作業請負業;ライスセンター;カント リーエレベーター;脱穀業(農家と請負契約によって脱穀を行 うもの);農業用施設維持管理業;土地改良区 ×精米業(農家の家庭消費用として精米を行うもの)[7991]; 農業協同組合(信用事業又は共済事業と併せて,他の大分類 にわたる事業を行っているもの)[8711]	
0132 野菜作・果樹作サー 野菜作及び果樹作 上の作業を請負で行 〇共同選果場:野菜:	の栽培から出荷までのいずれか1種類以 う事業所をいう。	0132	野菜作・果樹作サービス業 野菜作及び果樹作の栽培から出荷までのいずれか1種類以 上の作業を請負で行う事業所をいう。 〇共同選果場;野菜共同選別場	
穀作, 野菜作, 果樹 ずれか1種類以上の	F以外の耕種サービス業 付作以外の作物の栽培から出荷までのい 作業を請負で行う事業所をいう。 情負業:花き共同選別場	0133	穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業 穀作、野菜作、果樹作以外の作物の栽培から出荷までのいずれか1種類以上の作業を請負で行う事業所をいう。 〇さとうきび作作業請負業;花き共同選別場	

日 本 標 準 産 業 分 類 第 14 回 改 定 素 案 (大分類A-農業, 林業)

	乜	定 素	案		現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
C	0134	卵採取、ふ卵、育すう、家 所及びこれらに必要な施 稚蚕飼育など、生産から 作業を請負で行う事業所	人工授精又は受精卵移植, 育成, 種 音の貸付・飼養管理などを行う事業 設を供与する事業所をいう。 ら出荷までのいずれか1種類以上の		0134	畜産サービス業(獣医業を除く) 主として請負で種付け、人工授精又は受精卵移植、育成、種 卵採取、ふ卵、育すう、家畜の貸付・飼養管理などを行う事業 所及びこれらに必要な施設を供与する事業所をいう。 稚蚕飼育など、生産から出荷までのいずれか1種類以上の 作業を請負で行う事業所も本分類に含まれる。 〇人工授精業;種鶏業;ふ卵業;装てい(蹄)業;稚蚕共同飼育 場 ×獣医業[7411]				
014		園芸サ <i>ー</i> ビス業		014		園芸サービス業				
C	0141	どを行う事業所をいう。 ただし、公衆道路、運動 主として請負う事業所はする。	園樹の植樹,庭園・花壇の手入れな場などの土木事業を伴う公園造成を大分類D-建設業[0622]に分類されて庭園作り、又は手入れなどを行う		0141	園芸サービス業 主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園・花壇の手入れなどを行う事業所をいう。 ただし、公衆道路、運動場などの土木事業を伴う公園造成を主として請負う事業所は大分類Dー建設業[0622]に分類される。 〇造園業:植木業(主として庭園作り、又は手入れなどを行うもの)				